

中央省庁再編後の沖縄担当部局

はじめに

新しい時代に見合った簡素で透明、効率的な政府を実現するとともに、内外の変化に機動的に対応できる行政システムへの転換を求める中央省庁等改革において、沖縄開発庁(昭和四十七年五月設置)は、平成十三年一月にその機能を「内閣府」に統合して生まれ変わることとなりました。沖縄対策については、沖縄の歴史的、地理的な条件や米軍基地の存在などの諸事情を踏まえ、地域の発展のためのきめ細かな施策を総合的、一体的に推進することが国政上の重要課題であることが認識されております。

そのため、内閣府に沖縄対策の担当大臣を置き、沖縄担当部局を設置し、沖縄対策に係る総合調整と実施を一体とするほか、現地に沖縄総合事務局を置き、現行の機能を継続することとしております。

中央省庁再編について

一府十二省庁から一府十一省庁へ
平成十三年(二〇〇一年)一月六日にスタートする新体制においては、二十一世紀に向けて、複雑な政策課題に的確に対応できるように、省庁を現行の府二十二省庁から一府十二省庁に再編成します。

任務を機軸に十一省庁を四省に大括り
郵政省、自治省、総務省・総務省
文部省、科学技術庁・文部科学省
厚生省、労働省・厚生労働省
運輸省、建設省、北海道開発庁
国土庁・国土交通省
総理府の三庁(金融再生委員会
経済企画庁、沖縄開発庁)の機能を内閣府に統合

環境庁を環境省に昇格
他の七省庁についても、任務に応じて所掌事務を見直し、大蔵省を財務省に、通商産業省を経済産業省に名称変更

(図表1: 省庁再編 新旧対照組織図)

内閣府の沖縄対策・沖縄振興の取組等について

(1) 内閣府について
内閣府の位置づけ
内閣総理大臣を長とする機関として新たに内閣に設置されるもので、内閣官房の総合戦略機能を助け、行政を分担管理する各省より二段高い立場から企画立案・総合調整等の機能を担うものです。

内閣府の担う事務のコンセプト
国家運営の基本に関わる重要課題への対応
二十一世紀の社会の在り方、国民生活に深く関わる重要課題への対応
栄典、国旗・国歌等国として行うべき事務で内閣総理大臣が直接管理することがふさわしい事務の遂行
特別の課題として内閣総理大臣が直接担当する事務の遂行(沖縄対策、沖縄振興等に関する事務を担当していきます。)

内閣府の組織の概要

内閣府は、内閣府本府の他、官内庁、国家公安委員会、防衛庁及び金融庁といった外局等から構成されています。

内閣府は内閣総理大臣を長とする機関で、そのトップマネジメントとして内閣官房長官、特命担当大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官が置かれています。このうち特命担当大臣は、他の省庁と異なり、内閣府が内閣官房を助けて内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整を行うという業務の特徴を踏まえて、強力が迅速に政策の調整を行うため、内閣府に限り置かれているものです。

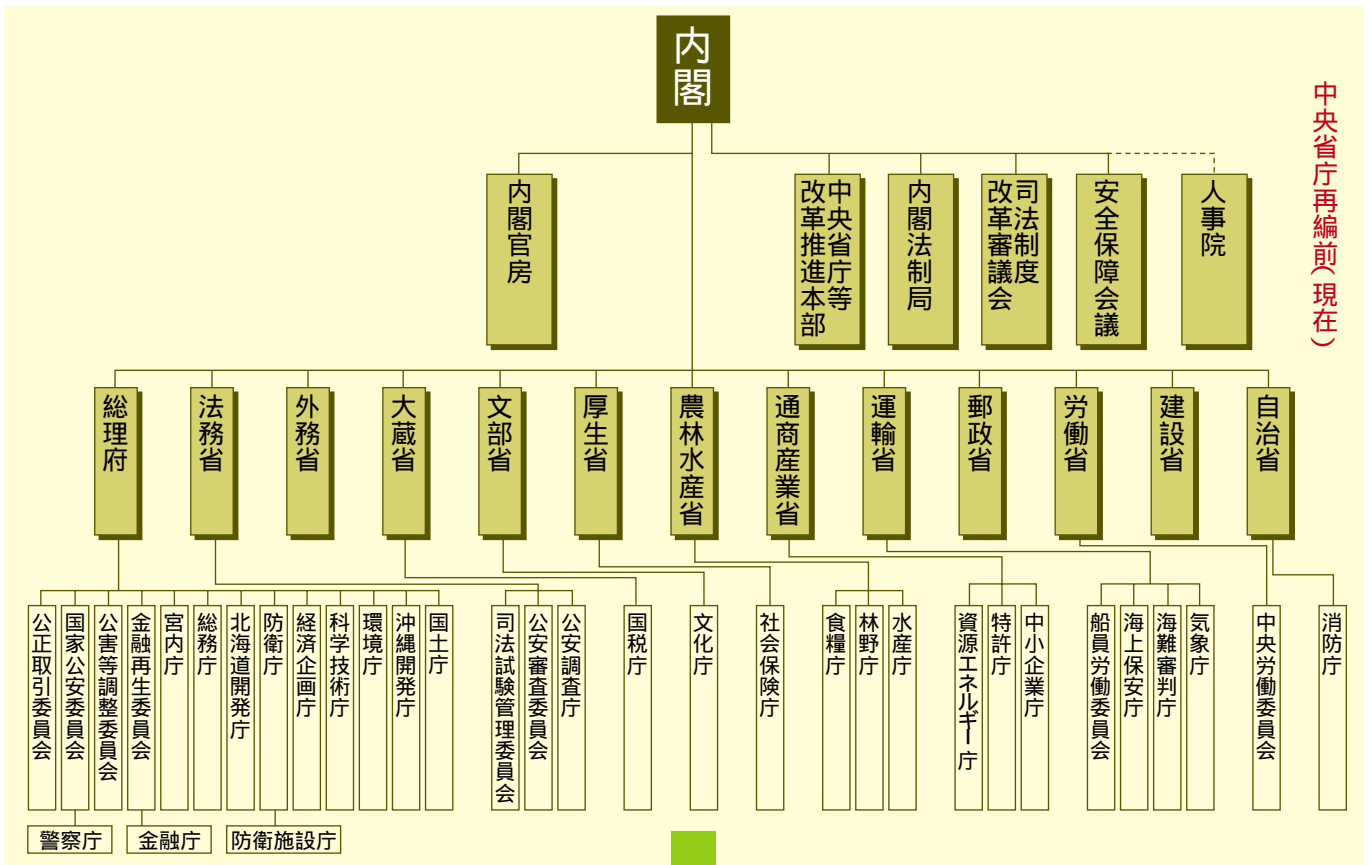
(図表2: 内閣府の組織編成図)

内閣府のトップマネジメントを補佐する事務体制については、内閣府事務次官の下、二人の内閣府審議官(次官級)・二官房七政策統括官(四局とそれを支えるスタッフ)が配置され、大臣官房を中心に内閣府として一体的に業務を遂行していくこととされています。

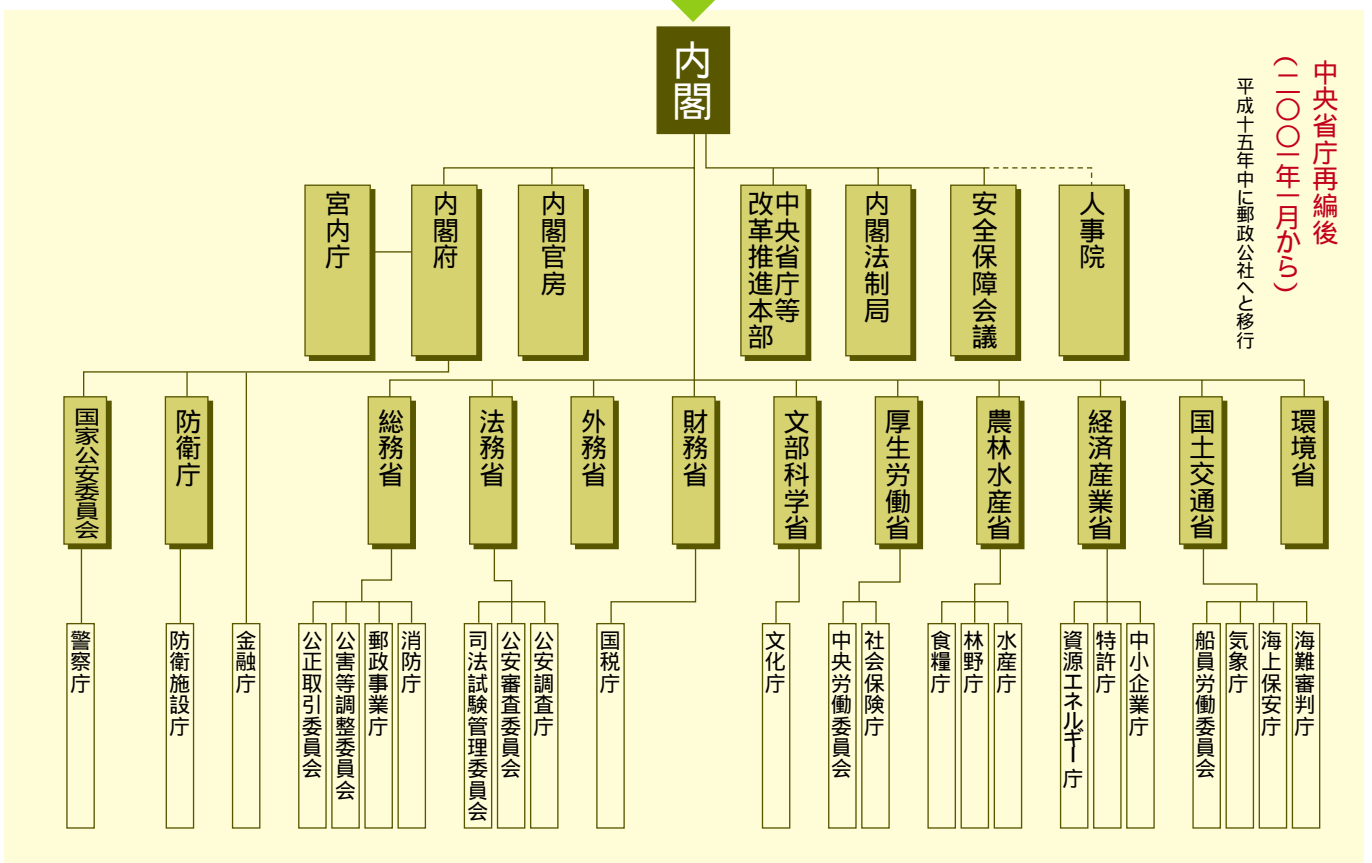
このうち、政策統括官は、中央省庁等改革に伴い新たに設けられた局長級の職であり、内閣の時々の政策課題に応じ柔軟弾力的に企画立案・総合調整等の業務を分担することとされています。(現時点では「図表3: 内閣府本府の事務体制図」のような業務分担が想定されています。)

省庁再編 新旧対照組織図

図表 1



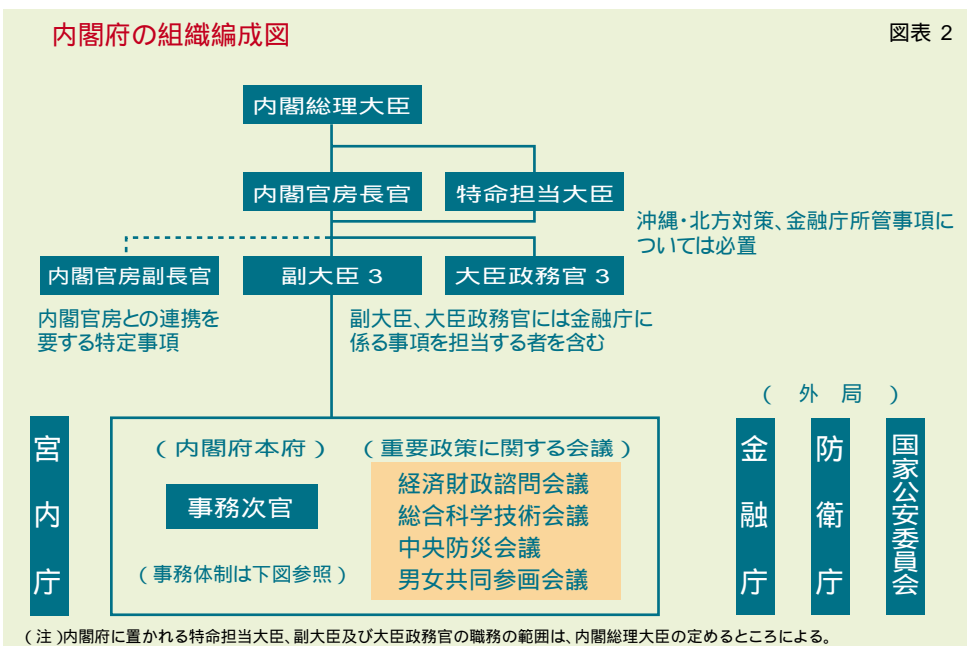
中央省庁再編前(現在)



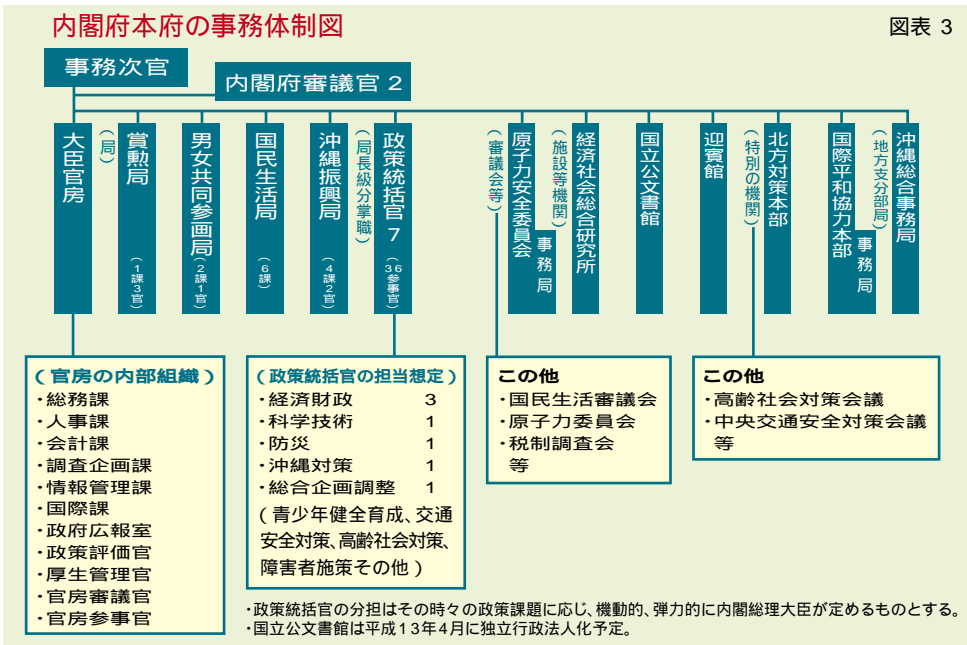
中央省庁再編後
(二〇〇二年一月から)
平成十五年中に郵政公社へと移行

中央省庁再編後の沖縄担当部局

(2) 沖縄対策・沖縄振興の取組について
 ・沖縄対策及び沖縄振興については、特別の理由・背景を持った課題として内閣総理大臣が直接担当する事務の一つとしていきます。
 ・内閣府では、沖縄振興局及び沖



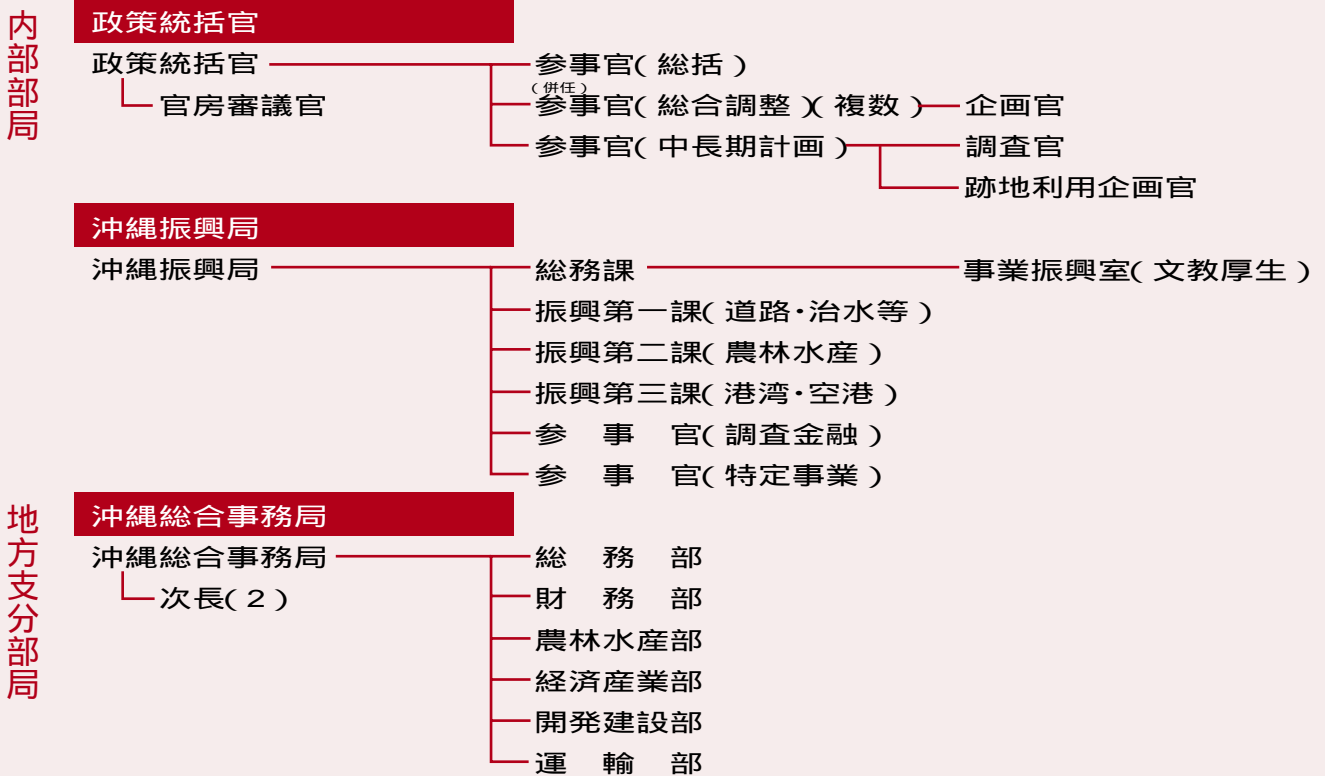
縄問題を担当する政策統括官のうち一人は、沖縄問題を担当します。
 内閣府に置かれる政策統括官のうち一人は、沖縄問題を担当します。
 が内閣総理大臣の強いリーダーシップの下で沖縄対策・沖縄の振興開発を総合的に推進していきます。
 ・沖縄の経済振興その他沖縄に関



連する基本施策について、平成八年九月に設置された関係閣僚・県知事を構成員とする「沖縄政策協議会」での協議を進めるとともに、内閣府が政府全体を通じた振興策を推進していきます。
 ・第三次沖縄振興開発計画(平成

(3) 内閣府沖縄対策担当部局の体制について
 ・内閣府に沖縄対策の担当大臣を置き、沖縄対策担当部局の体制については、沖縄対策を担当する次官級の内閣府審議官、局長級の政策統括官、沖縄振興局等を設置することとされており、また、現地に沖縄総合事務局を置き、現行の機能を継続することとしております。
 (図表4・内閣府沖縄対策担当部局の組織図)
 四年度(平成十三年度)に基づき、沖縄の特性を生かす、道路港湾等の公共施設の整備、産業振興、生活環境の整備、自然環境の保全など広範な分野にわたる沖縄の振興開発を一体的に推進していきます。
 ・沖縄の振興開発を効果的に進めるために国の総合出先機関として沖縄総合事務局が設置され、沖縄の振興開発に直接関係のある財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等の地方支分部局の業務を広範に行っていきます。

内閣府沖縄対策担当部局の組織図



中央省庁再編後の沖縄総合事務局について

平成十三年一月六日の省庁再編に伴い、沖縄総合事務局はこれまでの沖縄開発庁の地方支分部局から内閣府の地方支分部局として新たにスタートします。

沖縄総合事務局においては、引き続き沖縄の振興開発の推進を担うとともに、国の総合出先機関として、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等の地方支分部局の業務を広範に行います。

なお、沖縄総合事務局の新たなスタートに合わせて、事務の追加や一部の部・課の名称の変更も行われます。

新たに加わる事務としては、まず、沖縄振興開発計画等の推進が挙げられます。これについてはこれまで一部を除き沖縄開発庁本庁の事務とされてきましたが、今後は計画の実施に関する関係行政機関の総合調整の事務も含め広く沖縄総合事務局の各部においてもこれを行うこととなります。また、沖縄振興開発特別措置法の施行事務を含む沖縄の経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務についても沖縄総合事務局の各部において行うこととなります。

さらに、省庁再編及び地方分権に伴う各省庁から地方支分部局への権限委譲により、これまで運輸省及び建設省の本省で実施されていた、道路、治水、港湾、公園、下水道及び住宅等社会資本整備に係る地方自治体への補助金の交付等の事務、建設業法に基づく建設業の許可、変更届出等、経営事項審査等、測量法に基づく測量業者の変更登録等、宅地建物取引業法に基づく免許等に係る事務、都市計画、都市計画事業の認可、流域下水等の事業計画の認可等に係る事務も行うこととなります。

このように新たに重要な事務が加わる中、沖縄総合事務局においては、従来にも増して一体的、総合的な運用が必要となることから、総務部に、局内における総合調整を可能とする規定を明確に置くこととしております。

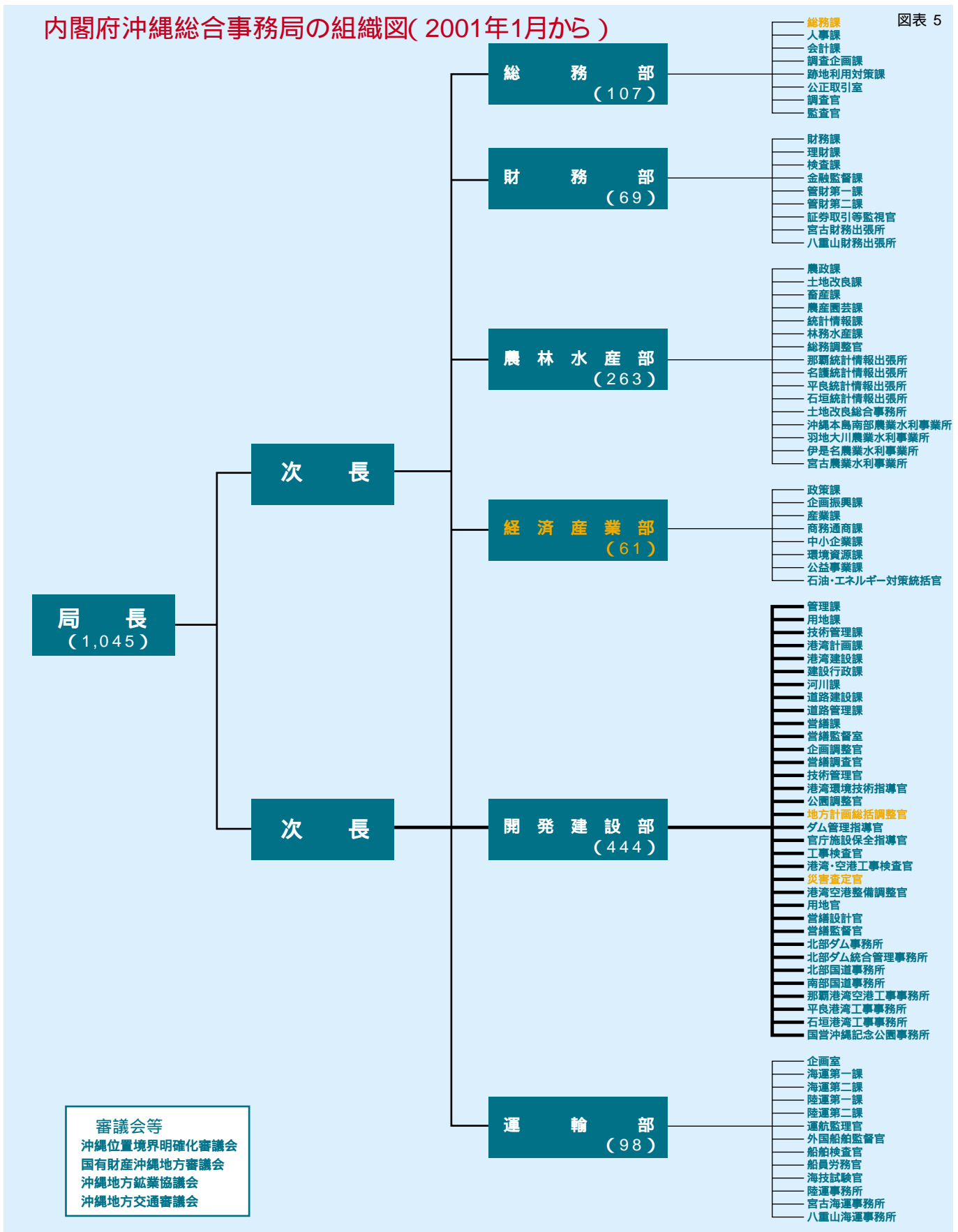
今後は、内閣府内局との一層密接な連携が求められるとともに、これら新たに加わる事務の適切な推進を図るための工夫が期待されております。

なお、部・課の名称の変更については、通商産業省が経済産業部に、総務部庶務課が総務部総務課に変更になります。

(図表5・内閣府沖縄総合事務局の組織図)

内閣府沖縄総合事務局の組織図(2001年1月から)

図表 5



審議会等
 沖縄位置境界明確化審議会
 国有財産沖縄地方審議会
 沖縄地方鉱業協議会
 沖縄地方交通審議会